

第13回世界遺産サミット開催支援業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
第13回世界遺産サミット開催支援業務
- (2) 業務内容
別紙「第13回世界遺産サミット開催支援業務 基本仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

2 本業務に係る費用

本業務の委託限度額は、6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 担当部署

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会事務局
（広島市経済観光局観光政策部内）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎5階

T E L 082-504-2602（直通）

F A X 082-504-2253

E-mail mice@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和8年5月 1日（金）
- ・ 質問受付期限 令和8年5月13日（水）
- ・ 参加資格確認申請書提出期限 令和8年5月19日（火）
- ・ 提案書提出期限 令和8年6月 2日（火）
- ・ 審査（ヒアリング） 令和8年6月12日（金）（予定）
- ・ 審査結果通知 令和8年6月15日（月）（予定）

5 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 単体企業の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

エ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 世界遺産登録30周年記念事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員

(イ) (ア)が経営又は運営に直接関与している法人

(ウ) 世界遺産登録30周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の構成団体

(ただし、実行委員会の構成団体に加盟する法人を除く。)

オ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからエの条件をすべて満たしていること。

(2) 共同事業体（複数の法人で構成されるグループ）の参加資格

ア 構成員のすべてが(1)アからエを全て満たすこと。

イ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)アからエの条件をすべて満たしていること。

※1 「経営に直接関与している法人」とは、審査委員会委員が当該法人の議決権の数の割合の百分の五十を超えて所有しているなど、会社法施行規則第3条に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」における法人を指す。

※2 「運営に直接関与している法人」とは、審査委員会委員が、代表権を有している法人又は役員等となっている法人を指す。

※3 「役員等」とは、次の者を指す。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選出された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

6 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

※共同事業体の場合は、構成員全員について、ウからカの書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 構成員調書（様式2）※共同事業体が応募する場合のみ。

ウ 履歴事項全部証明書

エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの。複写不可。）

オ 広島市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書に代わる申立書（様式7）

カ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの。複写不可。）

(2) 申込期間

公示日から令和8年5月19日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記3に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査後、申込者に速やかに参加資格確認結果を書面にて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和8年5月13日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付場所 3の担当部署
- ウ 受付方法 質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き4日以内に質問者に直接回答し、3の担当部署において、令和8年6月2日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 提案書等の作成と提出

(1) 提案書の記載項目

様式5のとおり。

(2) 提出書類

次のア、イを提出すること。

- ア 提案書正本（様式3（正本用表紙）＋様式5） 1部
- イ 提案書副本（様式4（副本用表紙）＋様式5） 10部

(3) 留意事項

- ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 提案書の正本用表紙（様式3）には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名）等を記載すること。ただし、提案者名等の記載は正本用表紙（様式3）のみとし、副本用表紙（様式4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。
- エ 提案書（様式5）には提案者（提出者）名を記載しないこと。
- オ 提出書類は返却しない。
- カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(4) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和8年6月2日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(5) 提出先

3の担当部署

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

9 ヒアリングの実施

審査委員会において、提案書の提出者を対象にヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施日は、都合により変更する場合がある。

また、提案書の提出者が3者を超える場合は、書類審査による一次選定を行うため、ヒアリングの実施日を延期することがある。

- (1) 実施日
令和8年6月12日（金）（予定）
- (2) 場所・時間
別途通知する。
- (3) 持ち時間
1提案につき20分（提案書説明10分、質疑応答10分）
- (4) 出席者
出席人数は3名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- (5) 留意事項
実施日は予定のため、詳細は応募者に別途通知する。
ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

10 審査

- (1) 審査方法
審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、審査委員会において、受託候補者特定基準に基づいて行う。
- (2) 受託候補者特定基準
別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、実行委員会の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、受託候補者として特定しない。
イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- (4) 審査結果の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。
- (5) 審査結果の公表
契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

11 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、3の担当部署に提出したとき。
なお、履行保証保険契約の締結にあたっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると契約の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、契約保証金免除の承認には、申請及び実行委員会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、実行委員会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の担当部署に申請すること。

12 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提案書に記載した従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、実行委員会の了解を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 事業の実施に当たっては、提案内容を基に詳細な内容を実行委員会と協議の上決定することとする。
- (9) 別紙「第13回世界遺産サミット開催支援業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。